

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 499 号)

上海市人民政府、 外資誘致促進の方針を発表 外商投資企業の上場・起債を支援

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2019年9月12日付で『本市の外商投資の更なる促進に関する上海市人民政府の若干意見』（滬府規[2019]37号、以下『37号意見』という）を印刷・配布しました。上海市は『中華人民共和国外商投資法』及び『「中華人民共和国外商投資法」の貫徹・実施に係る若干問題に関する上海市人民代表大会常務委員会の決定』、『対外開放の拡大、外資の積極的利用における若干措置に関する国務院の通達』（国発[2017]5号）、『外資誘致を促進するための若干措置に関する通達』（国発[2017]39号）、『積極的、効果的に外資を利用し、経済の質の高い発展を推進する若干措置に関する国務院の通達』（国発[2018]19号）等の方針を貫くため、『37号意見』を発表し、2019年9月16日から実施しています。

『37号意見』は、対外開放の更なる拡大、外商投資の更なる誘致、外資の合法的權益の保護への取り組み方針を示し、上海における外商投資の自由化、便利化の推進や、世界一流のビジネス環境の創出を図るとしています。全26項からなり、国による外資参入規制緩和策の着実な実行や、外商投資企業の上場・起債支援、外国人材の出入国・就労手続きの利便化、知的財産権の保護強化等に関する内容を盛り込んでいます。

国務院は2017年1月に『対外開放の拡大、外資の積極的利用における若干措置に関する国務院の通達』を発表し、外商投資企業による中国本土市場での株式・債券発行を支持するとした他、外資に対し知財保護の強化など公正・平等な市場環境の構築を推進する旨を表明しました。この他にも、国は関連の外商投資促進策を打ち出しており、今回の『37号意見』はこうした国の方針を再確認したものとなっています。

□ 対外開放の更なる拡大

対外開放の更なる拡大について、『37号意見』は外資による電信、金融、技術サービス、教育、衛生、戦略的新興産業等への参入を促す方針を示し、また外資による未公開株投資会社への出資試行の推進にも言及しました。関連内容は、以下をご参考ください。

対外開放の拡大について

- ✓ 「参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理制度」を全面的に実施し、外商投資企業による参入後内国民待遇の享受の保障に一層力を入れる（第1項）
- ✓ 上海自由貿易試験区及び臨港新エリアにおける投資の自由化・便利化を推進し、電信、保険、証券、科学研究及び技術サービス、教育、衛生等の重点分野の対外開放を一層拡大する（第2項）
- ✓ 外資による次世代IT、インテリジェント製造装置、バイオ医薬品・高性能医療機器、新エネルギー車・インテリジェントコネクテッドビークル、宇宙航空、海洋エンジニアリング関連設備、新素材、ハイエンドエネルギー設備、省エネ等の戦略的新興産業、研究開発・設計、組立・元請け、検査測定・認証、サプライチェーンマネジメント、EC等の生産活動関連サービス業への投資を奨励・支援し、産業や技術の高度化を促す（第3項）
- ✓ 金融業の対外開放の拡大に関する国の政策方針を着実に実行し、金融機関における外資出資上限の緩和又は撤廃を行い、他の地域に先駆けて金融業の開放における実績を上げることに努める。外資による未公開株投資会社への出資試行※を推進する（第4項）

※いわゆるQFLP。適格海外有限責任投資事業組合、海外投資家による未公開株投資会社への出資を認める制度
- ✓ 地域本部政策における対外開放をさらに進め、資金管理、人材誘致、通関手続きの利便性向上等に関する地域本部支援策を着実に実行し、各国の優良企業による上海での本部設置を呼び込む（第5項）

□ 外商投資の更なる誘致

外商投資の更なる誘致について、『37号意見』は外商投資企業の上場・起債支援に加え、外国人材の出入国、就労等の面での利便性向上等も記載しています。関連内容は、以下をご参考ください。

外商投資の誘致について

- ✓ 国際輸入博覧会による外資誘致促進の役割を活かし、国際輸入博覧会ハイレベル経済貿易代表団、参加企業にアプローチし、「上海投資説明会」を毎年開き、「上海投資地図」及び「特色経済貿易視察経路」といった外資誘致イベントを行う（第9項）
- ✓ 外商投資企業による証券取引所のメインボード、新興市場「科創板」、中小企業市場「中小企業板」での上場や、店頭市場「新三板」での登録、債券の発行等を通じた資金調達を支持する（第11項）
- ✓ 各種の外商投資指南、外商投資環境白書等のガイドブックを定期的に作成、公表する（第12項）
- ✓ 企業の信用情報を政府部門間で共有し、その信用状況に基づき外商投資企業に対し相応の通関便利化措置を講じる（第13項）
- ✓ 外国籍人材の出入国と就労許可に便宜を図り、外国籍ハイレベル人材向けの住居や、子女の就学、医療・ヘルスケア関連サービスを提供する専門窓口を設ける（第14項）
- ✓ 外国籍人材からなるチーム及び外商投資企業による上海でのイノベーション型企業及びサービス企業の設立や、外商投資企業によるハイテク技術の実用化と商用化を支持する（第15項）
- ✓ 円卓会議等の外商投資企業と政府間の意思疎通メカニズムを整備し、外商投資企業の意見と提案をくみ取り、外商投資企業の事業活動における課題を速やかに把握し、解決に向けサポートする（第17項）

□ 外資の合法的権益の保護

外資の合法的権益の保護について、『37号意見』は外商投資企業に対する技術譲渡の強要を禁止し、知的財産権の保護強化等を図る方針を打ち出しています。関連内容は、以下をご参考ください。

外資の権益の保護について

- ✓ 政府資金、土地の供給、優遇税制、行政手数料の減免の適用、資格承認、事業の許可申請、基準策定、政府調達等の面で外商投資企業を国内企業と同等に扱い平等に対応する（第20項）
- ✓ 外国投資家の出資金、利益、キャピタルゲイン、譲渡所得、ロイヤリティー、補償金及び賠償金、清算所得等につき、法に従い人民元若しくは外貨で自由に送金することを認める（第22項）
- ✓ 外国投資家及び外商投資企業に対する知的財産権の保護体系の健全化を行い、行政・法的対応力を強化し、知財侵害の迅速対応メカニズムを改善し、外商投資に係る知財紛争処理の効率を高める（第23項）
- ✓ 外国投資家及び外商投資企業が自発的意思、商慣行に基づき、上海市の各種の市場参加者、研究機関と技術協力を行うことを奨励する。技術協力の条件については、各当事者が話し合っ決めてものとする。行政手段を用いて外国投資家及び外商投資企業に対し技術譲渡を強要してはならない（第24項）
- ✓ 政府部門は法に則って外国投資家、外商投資企業と合意した内容、締結した契約を着実に履行する。幹部交代、人事異動、政策調整等を理由に契約に違反してはならない。確かに国の利益、社会公共の利益のため契約を変更する必要がある場合、法に従い外国投資家及び外商投資企業の損失に対し、適正で公正な補償をする（第25項）
- ✓ 健全な外商投資企業クレーム対応メカニズムを構築し、反映した要望と問題に速やかに対応する。外商投資企業が法に従い、区を跨ぎ経営・移転・登記抹消等を行うことを制限してはならない（第26項）

上述のほか、『37号意見』では官民協働の外商投資促進サービス体系の構築や外資利用の質向上、行政サービスの効率化等に関する内容を掲げています。上海は中国市場の対外開放における橋頭堡として一連の外資誘致支援策を発表することで、対外開放の拡大に対する国の政策方針の着実な実行に本格的に取り組んでいる姿勢を示したと言えるでしょう。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。